

臂曲地区岩石採取事業説明会（事業者主催）会議録（遊佐町作成）

日 時 令和 7 年 9 月 30 日（金）18:30～19:48
場 所 遊佐町生涯学習センター 2 階 大会議室
参加者 名簿記載参加者：68 人

内 容（要点記録）

開会 18:30～

説明会の開始を宣言し、出席者 4 名を紹介。

事業説明 18:31～

事業目的

前回の計画（令和 7 年 3 月 11 日提出の事前協議）は湧水に対する配慮がなかった。厳格に求めたところ、前の計画では湧水に影響があるので、前の計画から縮小した。

今回の計画は、（掘削面積が）前回より 1000 m²ほど少なくなっている

計画図面の説明

赤色の外周（事業区域）は変更なし、手をつけない黄色い区域が保全区域、採石する青色の線で囲まれる部分を縮小した。

縮小した理由は、濃いピンク色で示した湧水の集水区域、下流にある湧水まで流れていく区域に入っているので縮小した。

吉出山南麓湧水群の集水域および湿地の位置（拡大図）の説明

赤い丸は中野先生の湧水の位置、これに向かって湧水が入ってくる、影響を与えないように計画の位置をずらした。

縦断面図の説明

一番高いところから掘るところまで 30m 程度、真ん中付近では 10m の掘削を計画している。

横断面図の説明

ボーリング調査した位置を示している、下にある地下水から避ける形で設計している。

質疑応答 18:38～19:48

以下、○質問者 ●回答者（事業者）

○2点伺う、湧水に影響しないように変更したというが、該当区域は湧水の保全地域か、前回の計画で規制対象となった理由を教えてほしい。

●（保全地域かどうかは）勉強不足でわからない、教えてほしい。規制対象となった理由は、2m以上掘ったら×、2度堀りは×、湧水に影響を与えては×の3点で規制対象となったと認識している。

○なぜわからないのか、県条例、町条例で決まっている。少し縮小したくらいで規制対象から外れるとは考えられない。

●（町条例施行規則に示す地表から地下）2m以上は基準である。規制対象事業に該当するかどうかは、町条例16条第1号に当たるかどうか、森林等の水源涵養を著しく阻害する恐れあるかどうかによる。今回は恐れがない事業として計画している。

○また裁判をやるのか。

●（町の判断が出た時に）その時に考える。実質的に水源涵養機能を害するかどうかは（遊佐町水循環保全）審議会で判断する。

○遊佐町の人の気持ちも考えてください。

●ですから恐れのないような計画を立てている。審議会でどう判断するかわからないが、仮に規制対象事業となった場合は理由を見て訴訟となるか判断する。

町民の気持ちもわかるが、事業者として土地所有者として長年やってきた、前回規制対象事業と認定されたが、今回の計画は恐れがないように秋田大学から調査をしてもらって計画している。（事業計画説明会では、）計画に関する質問としていただきたい

○（鳥海山の）景観を損ねるようなことはしてもらいたくない。（秋田と遊佐で）同じ鳥海山。楽しみにしている全国の人もいる。景観を損ねるのが一番問題だと考える。

今まで責任を取るようなことはやっていない、全然変わっていないと感じる。同じことの繰り返しと言われてもしょうがないのではないか。

●県の採石法と森林法の担当者と話をしている。過去の採石している所の処理について町を含めて現地で2、3度話し合いをしている。その場で緑化についても話した。

町にボールを投げて返っていていない状態で、県から（町からの）回答はまだ来ていない。

何もしないつもりはない。今までやっていたところはきちんと、新たな計画を進めたい

○やることやってから次に進めてほしい

●県に言わないで勝手にはできない。

●今日の場は今回の計画をお願いする。緑化は県との話で、町条例の話ではない。

○以前掘っていたところに法面を作り、全部緑化を完了させ、町民に解決したことを伝えてから新しい事業計画をするのが誠意ではないか。

前の計画がずさんで緑化もされずに進められると納得できない、開発者の責務ではないか。

●県や町も同席して、緑化の仕方を相談しているが町から回答が出でていない、早く回答を出してもらえば緑化も進む。

○前回やったところの計画はすべてクリアしているのか。

●前の採石の堆積物が法面にある。これを撤去して緑化することを考えている、これが進まないと緑化できない。

○当初の事業の時に一度緑化をしたと認識しているが、どうなっているか。

●化したこともあるが、杉は枯れている捕植もした。緑化（法面形成？）で、町条例の2mを超える事業を実施したいと考えている。

○町の条例ができる前に緑化作業できたはず、本来ならばできるのにしなかったのか。

●できた法面は順次緑化していた、全部の事業を終わらせないとできないということではない。

○横断面の図面に示されているボーリングした位置について伺う。採石していた当時（20年前）一番右側の岩盤から出た水を湧水と言っていた。今回の秋田大学のボーリングの位置で湧水がないと評価できるのか。切ったところからまた水が出る危険性はないのか。

●図面は今回のものとなっている。

○鍋状の岩盤が出たときに、上方で湧き水が浸透していて、出るということはないか。

●当時出た時の高さが標高320m、（画面下部を示して）ここが以前湧水が出たところ。

○岩と岩の間から出ていた部分の話、新しいところでも同じように岩の間から出るのではないか。（採石場所とボーリングの場所が）こんなに離れているのに、（手前側の）ボーリング1回で帶水層を本当に切らないといえるのか。

●ボーリングには詳しくないが、大学の先生が言うには他の箇所。

○斜面が関係するのではないか。

●わからない。

●秋田大学の調査によると、319mの標高に地下の水脈があることがボーリングでわかり、これは以前の岩盤湧水と同じ高さ（標高）。今回の計画は、一番標高が高いところが360m、319mのボーリング調査の湧水に余裕もって10m足して329mまで掘らなければ大丈夫だ

としている。

地下水脈に当たらないことを示しているので、斜面については雨の遮断・水源涵養の話となる。水源涵養を害するのではないかという話だと思うが、今回の計画では山脈の分水嶺で雨が流れる先の湿地群を害さないように計画した。

○前回の説明会で会社に持ち帰って返答するという話が多々あった、その時に町意見交換会ではまだ回答がないと言っていた。本日の説明会は、前回持ち帰り部分の説明してからになるのではないか。

●町全て回答している。本日は、回答した資料を持ってきていない。

●回答については説明を文書で届けている。

●町に書面で回答しているので、町から見せてもらってほしい。今回の計画について質問い合わせたい。

○参考に伺いたいが、今まで掘った場所を埋め戻す場合はどれくらいの量が必要か。

●今まで採った量になるのではないか。

○庄内地方で砂利採取業者が 70%しか埋め戻さないで破産したケースがあり、残ったところは水が貯まって虫が発生して大変な状況となっている。

庄内地方も砂を採れるところがない、酒田市浜中の山砂ですら県の許可が出ない状況となっている。

●今まで採ったところの埋め戻しはしない、新しく掘るところの埋め戻しの計画もない。

○洞になるのか。

●平坦地になる。

●他社の話だが、砂利採取法での許可で田んぼを掘っていたと思う。聞いた話では田んぼを掘った場合は同じ高さまで埋め戻しする必要ある。

採石法は埋め戻しの規定はない、緑化はする。

○考までに伺いたい、川越工業株式会社で他の場所での採石しているのか、探しているのか。県条例、町条例で規制がかかっているところを把握してほしい。

○今まで掘ったところに関しては何もしないという考え方のように感じる。その形で岩石採取をこれからもするのではないかと考えている、我々は信用していない。

最初の掘り方で問題が出たので、次の計画は計画通りやるというのを信用できない。信用のためには採石を常にチェックして、緑化しながらなど必要ではないか。

今までの行為に対して信用できるかどうか、遊佐町民の立場になったときに信用できるかどうか。以前やったずさんな掘り方をそのままにならないか。我々は（緑化を）しないと考えている。

●何もしないとは言っていない。

○誠意のない説明会で誰が納得するのか、今までの行為をみんな見ている。原状復帰もしないで次の計画を説明しても信用がない。

出入り業者に対して（社長が）遊佐の採石業者が秋田の山を採った、次は秋田の業者が山形の山をと言っていたと聞いたが。

●会社ではそのような考え方ではない。

○最初にやった部分をないがしろにして次に計画しても信用されない。信用されるような形で報告、確認しながら緑化計画も打ち出して誠意を持った岩石採取計画としてほしい。採石法は元々採らせるための法律となっている。

信用できるような行為をやってから計画を出すなど誠意を持って示してほしい。

●最初に川越工業株式会社が採掘したという部分は把握していないが、直近の県の認可を受けた H25 の採石時は町、県、監理委員会を作つて採石をしたという経緯がある。

信用できないと言うが、直近の認可を受けた際は協議しながらやつたと認識している。

○（弁護士の言う）条例に示す 2m はあくまでも「基準」で、水源涵養機能に影響なければ良いという解釈では、条例の意味がなくなるのではないか。守らないといけないものであり、秋田大学の先生が言えば OK とはならない。

町民の気持ちとして、1,000 m²減らしただけでわかったとはならない、これ以上鳥海山をいじらないでほしい。

●基準と言ったのは個人の感想ではなく仙台高裁の判決文「また、本要綱 4 条 1 項の各号は本条例 16 条 1 号の該当性判断の基準を示したものであつて、これに形式的に該当しても、事前協議等において事業者から提出された資料等により水源涵養養量の減少を伴わないことが明らかになれば、本条例 16 条 1 号に該当するとの判断には至らない。」

そうすると、事前協議において防衛権が保障されていないとの控訴人の上記主張は採用することができない。

以上によれば、本条例は憲法 31 条の法定手続の保障に反するものではない。」から使ってい

る。ご理解をいただきたい。

○科学的に明らかにしてほしい。

●最終的に対立があれば司法で判断することとなる。

○今回の計画について説明がもっとほしい。面積は出ているが、採掘量（トラック何台、何年かかる）を教えて欲しい。

●事前協議の段階では求められていないので計算していない。

○前回（令和7年4月）の際も、きちんと説明してほしいと言って持ち帰ったはずだが。図面から計算できないか、水が貯まるならどれくらいの量か、どれくらいで排出されるか等。雨水の計算は、豪雨の時の強度で計算しているか、採石法では古い情報となっており近年の気候に対応できているのか。

事前協議として説明された上で意見したいので、もう少し具体的な数字を誠意もって示して欲しい。

●採掘量や流出係数とかは、採石法や森林法で審査される。図面から計算して出すことはできる、（事前協議時点では）本来ならば測量図面も出ない。

●図面の台形からおよその量を計算できるか

○（事業を）やりたくて計画出しているなら出すべきではないか。防災計画のためには水の計算必要となる、昨年の豪雨を考えると事業収支にも関係してくると考えられる。（事前協議の）手続きには不要でも、山の所有者としての責務がある。山は何百年も慣習で守られてきた。開発するならばすり合わせていくのが重要だと考える。

緑化に必要なのは土壌、土壌をはいで岩石を出したら、土壌を復元しないと植生は復元しない。土壌が0のところから森林が回復するには何百年もかかる。所有者としては責任がある、重みを感じないで採石をするのは責任がない。採石法は（当時）都市を造るために無理矢理つくった法律で、今この時代に国策でやる必要あるのか考えなければならない。

（事前協議でも）最低限具体的にこういう計画であることを説明してもらえないと言えない。

●緑化に関しては町、県と協議して進めていく。

○4月1日開始予定とのだが、町民への説明はこの説明会で終わりか。

●町民向けの説明はこれで終わりと考えている。